審議資料

平成28年度 第4回 熊本市災害義援金配分委員会

日時:平成28年12月26日(月)11:00~

会場:熊本市議会2階 議運理事室

Ⅰ 第3回配分委員会で示された配分方針に基づく検討

1 検討項目

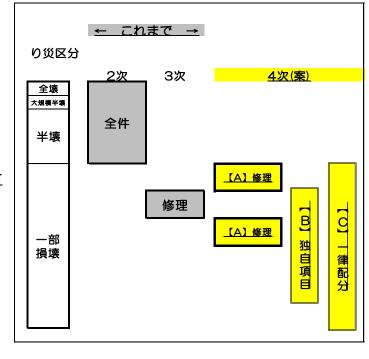
【A】修理…県基準をベースに検討

- 基準額を引き下げる(対象拡大)
- 高額修理への加算を行う (一部上乗せ)
- 県対象外工事への配分(対象拡大)

【B】独自項目…経済的弱者の視点から検討

* 非課税、ひとり親、高齢世帯、障がい者、生活保護

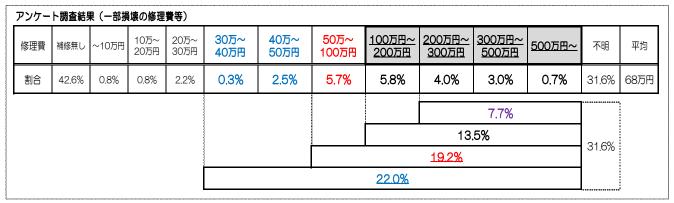
【C】一律配分・・・全世帯対象



〇一部損壊のり災証明発行推計

約80,000件と見込む。(平成28年11月30日現在 64,386件)

2 【A】修理の場合





【県基準】100万円以上修理に対し、一律10万円配分

★市単独の拡充方策(案)

〔拡充1〕対象を50万円まで引き下げて、一律5万円配分	約4,600件	2.3億円	
対象を30万円まで引き下げて、 〔拡充2〕 30万以上〜 50万未満に一律3万円、 50万以上〜100万未満に一律5万円を配分	約6,900件	2.7億円	_
〔拡充3〕200万円以上修理者に対し、一律10万円を加算	約6,200件	6.2億円	•

3 【B】独自支援の場合

○対象別検討状況

【熊本市全世帯数 333,711世帯(平成28年12月1日住民基本台帳)】

			出処	比率	全域	一損見込 (80,000世帯×比率)	対象確認方法
	1	非課税世帯	H28.9月税調	全世帯の約28%	約93,000世帯	22,400世帯	非課税証明
2		ひとり親世帯	児扶手当受給	全世帯の約3%	約9,000世帯	2,400世帯	受給証
	1	高齢者のみ世帯 (65歳)	H22国調	全世帯の約18%	約60,000世帯	14,400世帯	り災証明
3	2	高齢者のみ世帯 (70歳)	上記から推計	全世帯の約13%	約44,000世帯	10,400世帯	り災証明
	3	高齢者のみ世帯 (75歳)	11	全世帯の約9%	約30,000世帯	7,200世帯	り災証明
4	4	障がい者数	3手帳保有者数	全世帯の約14%	約45,000人	9,800世帯	手帳
	5	生活保護世帯	対象世帯数	全世帯の約4%	約13,000世帯	2,800世帯	証明書

※3②はさくらカード対象者、3③は後期高齢者医療対象者

			一損見込		配分可能都	1
			(80,000世帯×比率)	10,000円	30,000円	50,000円
	1	非課税世帯	22,400世帯	2.2 億円	6.7 億円	11.2 億円
2	2	ひとり親世帯	2,400世帯	0.2 億円	0.7 億円	1.2 億円
	1	高齢者のみ世帯 (65歳)	14,400世帯	1.4 億円	4.3 億円	7.2 億円
3	2	高齢者のみ世帯 (70歳)	10,400世帯	1.0 億円	3.1 億円	5.2 億円
	3	高齢者のみ世帯 (75歳)	7,200世帯	0.7 億円	2.2 億円	3.6 億円
4	4	障がい者数	9,800世帯	1.0 億円	2.9 億円	4.9 億円
	5	生活保護世帯	2,800世帯	0.3 億円	0.8 億円	1.4 億円

4 【C】 一律配分の場合

80,000件に一律配分する場合

		配	分 可 能	額	
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	11,000円
配分額	2.4 億円	4.0 億円	6.4 億円	8.0 億円	8.8 億円

Ⅱ議案

1 配分基準案について

留保額	
9.3億円	

義援金に不足が生じないよう、配分留保額と配分総額との間にある程度の余裕が必要であり、今回7億円~8億円で設定

【A】 県の修理基準の「対象拡大」若しくは「加算配分」を行う

案1 100万円の県基準を50万円に引き下げて、一律5万円を配分

案2 200万円以上の修理について県配分に加算して、一律10万円を配分

※配分額については、県の配分基準との均衡を考慮

【B】 特定の世帯区分(経済的弱者)に対して「対象拡大」を行う

 第3 非課税である世帯に対して配分
 1万円
 3万円

 案4 高齢者のみ世帯(75歳以上)に対して配分
 1万円

 3万円

案5 ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)に対して配分 1万円 3万円 5万円

【C】 一部損壊世帯の全世帯に対して配分を行う

a b c

案6 一部損壊世帯に対して一律に配分 O.5万円 O.8万円 1.0万円

[既決定の配分基準と比較表]

	被害区分		配分額			基準	基準
			四刀铁	県分	市分	(全比率)	(市比率)
1 死亡者		死亡者	1,020,000円	1,000,000円	20,000円	1	1
	2	重傷者	102,000円	100,000円	2,000円	0.1	0.1
	1	全壊	820,000円	800,000円	20,000円	1	1
3	2	大規模半壊	410,000円	400,000円	10,000円	0.5	0.5
	3	半壊	410,000円	400,000円	10,000	0.0	0.5
	4	一部損壊	100,000円	100,000円	O円	0.122	0

○今回検討する配分基準(住家を対象とした案)

案1		50,000円		50,000円	0.06	2.5
案2		200,000円	100,000円	100,000円	0.24	5
	а	5,000円		5,000円	0.006	0.25
案6	b	8,000円		8,000円	0.010	0.4
	С	10,000円		10,000円	0.012	0.5

【D】 いくつかの案を組み合わせて配分を行う場合の試算

			案	3		案4			案5	
			1	2	1	2	3	1	2	3
			2.2 億円	6.7 億円	0.7 億円	2.2 億円	3.6 億円	0.2 億円	0.7 億円	1.2 億円
案	1	2.3 億円	4.5億円		3.0億円	4.5億円	5.9億円	2.5億円	3.0億円	3.5億円
案	2	6.2 億円			6.9億円			6.4億円	6.9億円	7.4億円
案3	1	2.2 億円			2.9億円	4.4億円	5.8億円	2.4億円	2.9億円	3.4億円
未り	2	6.7 億円			7.4億円			6.9億円	7.4億円	7.9億円
	1	0.7 億円						0.9 億円	1.4 億円	1.9 億円
案4	2	2.2 億円						2.4億円	2.9億円	3.4億円
	3	3.6 億円						3.8億円	4.3億円	4.8億円
						1				
	а	4.0 億円	6.2億円		4.7億円	6.2億円		4.2億円	4.7億円	5.2億円
案6	b	6.4 億円			7.1億円			6.6億円	7.1億円	7.6億円
	С	8.0 億円								

(注)灰色は重複。斜線は8億円を超えるもの。

※案1及び2と案3~5の組合せは対象者の重複が発生(最大15万円支給)

※案3~案5の組合せは対象者が相当の割合で重複が発生(最大10万円支給)

※案6とその他の案の組合せは、一律配分し、さらに特定の対象者に上乗せするイメージ

[配分基準決定に当たっての留意事項]

●結果的に生じた残額が大きかった場合は、改めて配分基準を設定する。

【参考資料】

Ⅰ 被害の状況(12月15日現在)

(うち関連死 55人)

1 死亡者

61 人

3 住家

2 重傷者 696 人

り災区分	発行件数	割合
①全壊	5,635件	5.0%
②大規模半壊	8,699件	7.6%
③半壊	34,141件	30.0%
④一部損壊	65,278件	57.4%
	113,753件	100.0%

Ⅱ 義援金の状況

1 基準(12月26日現在)

被害区分			配分額	-		基準
	193	(古区刀	四刀铁	県分	市分	(比率)
	1	死亡者	1,020,000円	1,000,000円	20,000円	1
:	2	重傷者	102,000円	100,000円	2,000円	0.1
	1	全壊	820,000円	800,000円	20,000円	1
3	2	大規模半壊	410.000M	400 000III	10.000M	0.5
3	3 半壊 410,000円		400,000円	10,000円	0.5	
	4	一部損壊	100,000円	100,000円	O円	0.125

2 受入(12月15日現在)

【A】熊本県から受け入れた金額

212億8,440万円

【B】熊本市が直接受け入れた金額

14億7,563万円

227億6,003万円

3 配分(12月15日現在)

	被害区分		配分額	件数	
			仙刀戗	計数	配分/対象
	1	死亡者	5,508万円	54件	88.0%
	2	重傷者	6,783万円	665件	95.5%
	1	全壊	44億3,702万円	5,411件	96.3%
3	2	大規模半壊	164億6,601万円	40,474件	96.4%
5	3	半壊	104億0,001万万	40,4741	90.4%
	4	一部損壊	-	-	-
	合計		211億5,427万円	46,604件	

左記率の分母は [被害の状況の数値

4 り災証明発行見込

	全件	うち一部損壊	全件増	一損増	一損率
9月30日	104,905件	60,491件			57.7%
10月31日	108,820件	62,508件	3,915件	2,017件	57.4%
11月30日	111,987件	64,386件	3,167件	1,878件	57.5%
【想定】 3月31日	132,000件	80,000件			

^{※3}月末までに全件5千/月、一部損壊4千/月増と見込む。

5 平成28年熊本地震における県内他市町村での一部損壊世帯等への支援事例

Ø	区分自治体名		内容	り災証明交 付数	うち 一部損壊	最大経費
		益城町	【義援金】一部損壊世帯に5万円	11,485件	4,322件	216,100千円
一律配分		産山村	【義援金】一部損壊世帯に1万円	217件	162件	1,620千円
		西原村	【義援金】一部損壊世帯に3万円	2,401件	1,044件	31,320千円
		南小国町	家屋被害判定4点以上の世帯 3万円	199件	162件	4,860千円
修理費対象	商品券	天草市	修理工事10万円以上で費用の2割分商品券(上限20万円)	41件	41件	8,200千円
		宇城市	修理工事30万円以上で最大5万円復興券	7,754件	5,114件	255,700千円
		合志市	修理工事50万円以上で一律5万円商品券	6,936件	6,094件	304,700千円
	助成金	玉名市	修理工事10万円以上で1/3を助成(上限20万円)	1,455件	1,361件	272,200千円
		八代市	修理費30万円以上100万円未満に一律3万円	2,632件	2,175件	65,250千円
		氷川町	修理工事の2割を助成(上限20万円)	981件	754件	150,800千円
		小国町	修理工事 1 〇万円以上で費用の半分を助成(上限 1 〇 万円)	126件	125件	12,500千円
		南阿蘇村	修理工事30万円以上で一律3万円 (全半壊を除く)	2,645件	1,159件	34,770千円
		大津町	①【義援金】修理工事100万円以上で一律1万円 ②修理費100未満、10万~30万円未満に一律3万円、30万以上には10%	5,116件	3,444件	103,320千円
		菊池市	【義援金】修理工事50万円~100万未満 一律5万円	3,393件	2,648件	79,440千円

6 過去の大規模災害時における他都市での義援金配分事例

₩ ₽ ₽	****	配分対象				
災害名	都市名	区分 内容		配分額(万円)		
	広島市	人的被害	死亡者・行方不明者のいる世帯	500		
	(H28.3月現在)		重傷者	100		
		住宅被害	全壊	持家1,010 借家210		
	総額		大規模半壊	持家760 借家160		
	約63億円		半壊	持家510 借家110		
ш			一部損壊(建設、購入、補修)	50		
H 2	人的•建物被害計		一部損壊(上記以外、借家)	35		
6	約4,700件		母子•父子家庭加算	半壊以上40		
豪雨災害		その他	店舗、借家等の再建を行った者	全500 大375 半250 一損16		
			空家の再建を行った者	全500 大375		
			墓石流出	<u>半250 一損16</u> 20		
			奉しが山			
			公的仮設住宅に入居せずに仮住居を確保した者	60		
			半壊以上で自費で解体した者	限度100		
			住家被害無く、敷地の崩壊、流出等で宅地補修 した者	25		
	仙台市	人的被害	死亡者・行方不明者のいる世帯	121		
	(H28.7月現在)	住宅被害	全壊	112		
H 2			大規模半壊	83.5		
2 3	総額		半壊	54		
_	約863億円	その他	被災時点で母子・父子世帯で半壊以上	36		
東			災害障害見舞金受給者	26		
日 本	総配分件数		両親を亡くした未成年者	50		
大 震	約136,000件		震災により母子・父子世帯となった世帯	36		
災			大規模半壊以上の被害を受けた高齢者・障害者 施設に入所していた方	26		
	神戸市	人的被害	死亡者・行方不明者のいる世帯	10		
	(H17.5月現在)	7103126	重傷者	5		
	(住宅被害	全壊	10		
	総額		半壊	1C		
	約1,792億円	その他	半壊以上世帯で要援護者のいる世帯	30		
			80歳以上一人暮らし高齢者	30		
H 7	総配分件数		要介護高齢者のいる世帯	30		
,	約1,517,000件		母子•父子世帯	30		
阪			両親のいない児童がいる世帯	30		
神 淡 路			1,2級の障がい者手帳の交付を受けているものがいる世帯	30		
大 震			A判定の療育手帳の交付を受けてい者がいる世帯	30		
災			生活保護世帯	30		
			震災により両親又は母父を失った児童	100		
			新入生助成			
			半壊以上で年間所得が100万円以下の世帯、 修繕や取得に200万円以上かかった世帯	30		

≪配分基準≫

住家が一部損壊の判定を受けた世帯で、非課税である世帯に対して3万円を配分する。

また、住家が一部損壊の判定を受けた世帯で、 ひとり親家庭世帯(児童扶養手当受給者に限る。) に対して3万円を配分する。

その他、申請及び支給時期等この基準に定めの ないものについては、会長に一任する。